

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対象条文

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(6)までに掲げる事項が記載された図書及び(7)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(1)項、(3)項及び(4)項に掲げる明示すべき事項（用途変更の場合においては同表の(4)項に掲げる明示すべき事項を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で、当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(4)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものに明示すべき事項を除く。）</p>	<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から までに掲げる事項が記載された図書及び(7)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(1)項、(4)項及び(5)項に掲げる明示すべき事項（用途変更の場合においては同表の(5)項に掲げる明示すべき事項を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で、当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(5)項に掲げる明示すべき事項、施行規則第一条の三第一項の表二の(1)項及び(2)項並びに表三の(1)項の構造計算の計算書並びに同表の(2)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものに明示すべき事項を除</p>

(3)・(4) 略

(5) 法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(四)項に掲げる明示すべき事項

(6) 略

(7) 施行規則第一条の三第一項の表二及び表三の(四)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(三)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で、当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては施行規則第一条の三第一項の表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(二)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)

ロ ト 略

チ 確認に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にある場合(又に掲げる場合を除く。)(においては、施行規則第一条の三第九項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項)(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第四十二条又は第四十

く。

(3)・(4) 略

(5) 法第五十二条第六項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(四)項に掲げる明示すべき事項

(6) 略

(7) 施行規則第一条の三第一項の表二及び表三の(四)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(三)欄の当該各項に掲げる図書

ロ ト 略

チ 確認に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項の都市計画区域内、同条第六項の都市計画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、施行規則第一条の三第九項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規

三条第一項の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

リ 確認に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合（又に掲げる場合を除く。）においては、施行規則第一条の第三十項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

又 確認に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、施行規則第一条の第三十一項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

ル 確認に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計

定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項（同法附則第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項及び附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二条（同法第五十三条第二項及び附則第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第四十三条第一項、第五十三条第一項若しくは附則第四項、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

画施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、施行規則第一条の三第十二項各号のいづれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が都市計画法第五十三条第一項、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

ク 確認に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、イ、ハ、ニ又はへに規定するもののほか、施行規則第一条の三第十三項の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

ワ 略

二 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認 次に定める方法

イ 法第八十八条第一項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認にあつては、施行規則別記第十号様式の第二面に記載すべき事項（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては施行規則別記第四号様式（昇降機用）に記載すべき

リ 確認に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条、第五十条、第六十八条の二若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、イ、ハ、ニ又はへに規定するもののほか、施行規則第一条の三第十項の規定により特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもって行うこと。

又 略

二 法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認 次に定める方法

イ 法第八十八条第一項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認にあつては、施行規則別記第十号様式の第二面に記載すべき事項及び施行規則第三条第一項の表一に掲げる明示すべき事項が記載された図書並びに同項の表二の（四）欄各項に

事項)及び施行規則第三条第一項の表一に掲げる明示すべき事項が記載された図書(令第三百三十八条第二項第一号に掲げるもの)にあつては施行規則第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる明示すべき事項が記載された図書)並びに同項の表二の(一)欄各項に該当する工作物については同表の(三)欄各項に掲げる図書をもつて行うこと。

ロ・ハ 略

二 確認に係る工作物が都市計画法第四条第十一項に規定する特定工作物である場合においては、施行規則第三条第五項各号のいずれかに該当する場合を除き、イ又はロに規定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面をもつて行うこと。

ホ 確認に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二の規定に基づく条例(法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、施行規則第三条第六項の規定により、イ又はロの規定に定めるもののほか、特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもつて行うこと。

ハ 略

該当する遊戯施設については同表の(三)欄各項に掲げる図書をもつて行うこと。ただし、令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、施行規則別記第四号様式(昇降機用)の第二面に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる明示すべき事項が記載された図書並びに施行規則第三条第一項の表二の(一)欄各項に該当する昇降機についてはそれぞれ同表の(三)欄各項に掲げる図書をもつて行うこと。

ロ・ハ 略

二 確認に係る工作物(令第三百三十八条第二項各号又は第三項第一号に掲げるものに限る。)が都市計画区域内にある場合においては、施行規則第三条第五項各号のいずれかに該当する場合を除き、イ又はロに規定するもののほか、その計画が都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項、第四十二条、第四十三条第一項又は附則第四項の規定に適合していることを証する書面をもつて行うこと。

ホ 確認に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条、第五十条若しくは第六十八条の二の規定に基づく条例(法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)の規定に適合するものであることについての確認をする場合においては、施行規則第三条第六項の規定により、イ又はロの規定に定めるもののほか、特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則において定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書をもつて行うこと。

ハ 略

三略

2略

(評価員の要件)

第六十四条 法第七十七条の五十六条第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

二 建築、機械、電気若しくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

三略

三略

2略

(評価員の要件)

第六十四条 法第七十七条の五十六条第二項において準用する法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学その他の認定等の業務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

二 建築、機械、電気若しくは衛生その他の認定等の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

三略